

第三者行為にあったときは 届出が必要です

被保険者が第三者行為に該当して、マイナ保険証又は資格確認書（以降、保険証等）を使用して治療するときは、必ず「第三者行為による被害届」（以降、届出）が必要です。

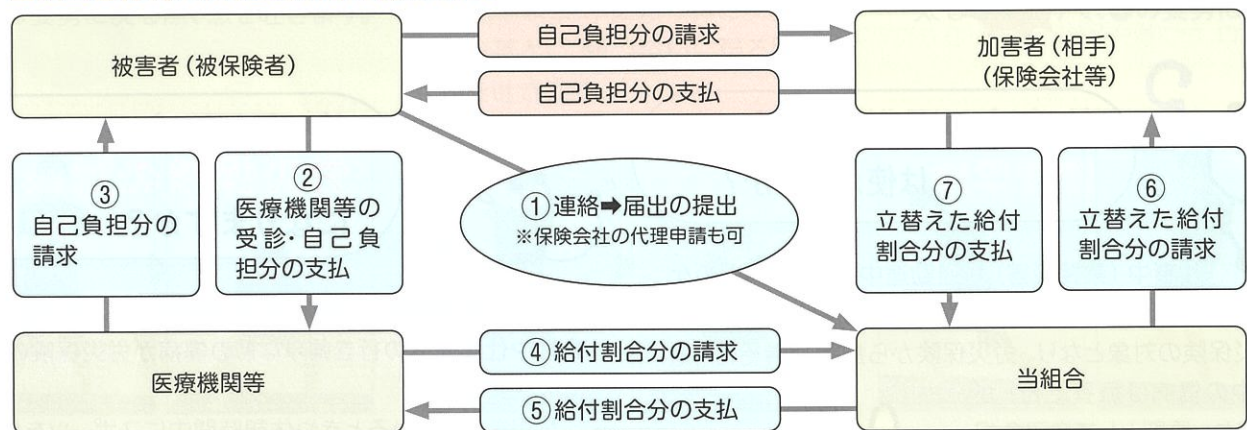
第三者行為とは、第三者が関わる「交通事故」、「暴力行為」、「他人が飼っている動物に咬まれた」等、受傷の理由に自分以外の第三者がいる場合のことをいいます。

本来、加害者（相手）が治療費を全額賠償する義務がありますが、円滑な医療の提供や被保険者の負担軽減のため、**一時的な救済措置**として、マイナ保険証等を使用して治療を受けることができます。

マイナ保険証等を使用すると、治療費のうち給付割合分を当組合が立替えることとなり、届出に基づき立替えた治療費を加害者（相手）へ請求いたしますので、必ず届出をお願いします。

※過失の有無にかかわらず、当組合の被保険者を「被害者」、相手を「加害者」といいます。

■第三者行為による医療保険請求の流れ



◆加害者（相手）に請求できないときは…

第三者行為で発生した医療費について、下記に該当する場合は加害者（相手）ではなく組合員に給付割合分をご負担いただく場合があります。

- 国民健康保険法施行規則により届出義務があるにもかかわらず、届出がなかった場合
- 示談等により当組合が加害者（相手）側に治療費の請求ができなかった場合
- 被害者（被保険者）側に道路交通法違反等による過失が認められ、立替えた治療費が回収できなかった場合
- 国民健康保険法第60条及び第61条の規定に違反し、給付制限にあたり当組合が判断した場合
- 正当な理由なしに国民健康保険法第62条及び第63条の規定に違反した場合

相手のいない「自損事故による交通事故」で医療保険を使用したら…

自損事故（相手がいない）場合は第三者行為にはなりません。当組合の医療保険を使用して治療した場合は、本人の過失の有無（法令違反）等の確認のため「自損事故による疾病届（交通事故）」の届出が必要です。

当組合からのお願い

「負傷原因報告書の回答について」

毎月10日頃、診療報酬明細書（レセプト）に記載された内容から、第三者行為が疑われる被保険者（組合員の自宅宛）に対し、「負傷原因報告書」を送付しています。（国民健康保険法第66条）

これは、第三者行為に該当した治療費が医療給付となっていないかを確認するためのものです。もし「負傷原因報告書」が届いたら、**受傷した理由**についてご回答ください。

皆様の保険料が、適正な医療給付のために支払われるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。